令和３年９月 30 日

市政記者　各位

福岡市経済観光文化局
観光マーケティング課

休業要請への協力店舗等への家賃支援事業

緊急事態宣言に伴う休業要請に応じている飲食店等について、
家賃支援金（９月分）の申請受付を 10 月 1 日から開始します。

下記のとおり、「休業要請への協力店舗等への家賃支援事業（9 月分）」について、募集要項を公表し、**10 月 1 日から申請受付を開始**しますので、お知らせします。
報道関係の皆様におかれましては、広報へのご協力をお願い致します。

記

1　対象事業者等

緊急事態宣言に伴い、福岡県から休業要請を受けた酒類又はカラオケ設備の提供がある飲食店等で、要請に応じて８月 20 日から９月 30 日までの期間を休業した事業者を対象に、店舗の賃料等１カ月分の最大５分の４（上限額 50 万円）を支援

2　申請受付期間

令和３年 10 月１日（金）から 11 月 30 日（火）まで
※【８月分】の家賃支援は、現在、申請受付中です。
【８月分】の申請受付期限は、11 月３０日（火）まで延長しました。

3　申請方法

新型コロナウイルス感染症対策のため、下記専用サイトまたは郵送にて受け付けています。
詳しくは、専用サイトにアクセスし、ご確認ください。

https://fukuokacity-yachinshien.jp/

**※9 月分は、10 月１日
午前９時から申請可能**

○募集要項・申請書：市ホームページ（ 福岡市家賃支援 で検索 ）からダウンロード
https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/marketing/health/kyuugyouyousei_yachinsien.html
※9 月分の申請開始以降は、【8 月分】【9 月分】をまとめて申請することができます。

4　お問い合わせ専用コールセンター

福岡市家賃支援事務局　TEL:092-687-5193(受付時間：9:00～17:00、土日祝日を含む毎日)

【リリースについてのお問い合わせ先】
福岡市経済観光文化局観光マーケティング課　担当：原口　電話：092-711-4347（内線 2570）